平成３０年（フ）第２１７号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目２番５号
債務者　一般社団法人よつ葉スマイル
代表者代表理事　平髙廣太郎
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３７号
新潟県新発田市小舟町３丁目665番地２
債務者　株式会社高橋組
代表者代表取締役　髙橋　光衛
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊津　良治
4　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前10時
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第３８号
新潟県新発田市小舟町３丁目665番地２
債務者　株式会社高和開発
代表者代表取締役　髙橋　光衛
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊津　良治
4　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前10時
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第２８号
島根県出雲市東福町44番地１
債務者　有限会社遠藤建設
代表者代表取締役　遠藤　　良
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　洋輔
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後３時
松江地方裁判所出雲支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２７７号
北九州市小倉南区若園１丁目15番20号（グリンデルハイムＢ棟201）
債務者　岡部　優美（旧姓武中）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２７６号
北九州市小倉南区高野４丁目５番14号
債務者　藤原　徳助
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　洋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１０３号
大阪府泉南郡熊取町大久保北１丁目５番１－309号
債務者　桑代　一世
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４９９号
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目13番６号ＹＪＭオーディオハイツ103号
債務者　末永　清孝
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　正込健一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第８号
島根県益田市大谷町984番地１
債務者　大谷温泉かじか荘こと　篠原　　潔
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽柴　貴宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
松江地方裁判所益田支部

平成３０年（フ）第９号
島根県益田市東町40番２号
債務者　宮本　昌彦
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸亀日出和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
松江地方裁判所益田支部

平成３０年（フ）第７８号
徳島県徳島市川内町上別宮東89番地の２
ショコラ川内101　旧住所　徳島県徳島市上八万町西山1656番地
債務者　石野　和彦
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妹尾　　祥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６４号
熊本市南区白藤２丁目２番55号
債務者　古川　哲治
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　好史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１号
岩手県釜石市甲子町第３地割223番地
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第６１３号
宮城県黒川郡大和町吉岡南３丁目10番地の１エコープラザＸＶ202
債務者　佐藤　悠太
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　良成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第９３号
群馬県伊勢崎市堤下町83番地１　フローラルパレス102
債務者　入内澤　均（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１３６号
滋賀県高島市勝野458番地１、住民票上の住所滋賀県高島市勝野569番地１
債務者　馬殿　宏子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　一彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３７号
滋賀県高島市勝野458番地１
債務者　馬殿　高昭
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　一彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大津地方裁判所民事部